

## 本市の行財政改革について

### 1 経緯

本市では、昭和 60 年 12 月に行政改革大綱を策定して以降、6 次にわたり行財政改革に取り組んできた。

平成 28 年度からは、第 7 次として「平塚市行財政改革計画 2016」を策定し、取組を推進している。

#### 【これまでの平塚市行政改革大綱の基本項目と財政的効果】

第 1 次 (S61～S63)	第 2 次 (H8～H10)	第 3 次 (H11～H13)
1 O A 化等事務改革の推進 2 事務事業の見直し 3 民間活力の活用の推進 4 職員管理の適正化の推進 5 給与等の適正化 6 組織管理の適正化	1 行政の簡素・効率化 2 社会経済情勢の変化と新たな行政需要に対応しうる組織・機構の見直し及び職員の能力開発と意識改革 3 市民と協働した行政運営と、市民の立場に立った行政サービスの向上	1 行政運営の改善・効率化の推進 2 財政運営の効率化の推進 3 市民と協働した行政運営と行政サービスの向上
2,949,910 千円	1,811,563 千円	3,537,100 千円
第 4 次 (H14～H16)	第 5 次 (H17～H19)	第 6 次 (H20～H27)
1 行政運営の簡素・効率化の推進 2 健全な財政運営の推進 3 市民・企業との協働 4 行政サービスの向上	1 市民の視点で市民と共に進める行政運営 2 市民が満足する行政サービスの向上 3 民間経営理念の導入と効率的な行政運営の推進 4 行政評価※システムの導入	1 市民と市がコミュニケーションを重ね、相互の信頼関係を深める 2 協働のまちづくりと市民主体の新たな自治のしくみをはぐくむ 3 市民の視点に立ち、成果を重視した行政経営を展開する
1,587,726 千円	1,597,100 千円	11,678,397 千円

### 2 平塚市行財政改革計画 2016 の概要

#### (1) 目的

人口減少社会や厳しい財政状況の中で、総合計画に掲げる施策を効率的・効果的に推進するためのシステムを構築し、着実に推進することで、持続可能な行財政運営を展開していく必要があり、総合計画で掲げる「まちづくりの基本姿勢」のうち、特に「効率的・効果的な行政運営によるまちづくり」を具現化するものと位置づけている。

#### (2) 理念

平塚市全体の立場から物事を進める「全体最適」の考え方のもと、「選択」と「集中」の理念に基づき、行財政運営を進める。

## (3) 優先課題

- ・民間活力の積極的活用による効率化
- ・公共施設の総量縮減による持続的管理

## (4) 取組の視点と各視点の重点事業

取組の視点 (実施計画事業数)	重点事業	重点事業の概要
民間活力の活用 (2事業)	民間活力活用事業	各課の業務について、業務委託や指定管理者制度等による民間活力活用の検討に取り組みます。
	公立幼稚園・保育園再編等事業	「平塚市幼保一元化に関する検討会」の中間報告の実現に向け、公立園の再編や公立保育園の運営における民間活力の活用の検討を進めます。
施設の総合的管理 (2事業)	公共施設見直し事業	平塚市公共施設等総合管理計画の考え方に基づいた最適化に関する取組を推進します。
行政の効率化 (10事業)	市民窓口センター見直し事業	証明書コンビニ交付導入の検討を踏まえ、市民窓口センターの再編等を検討し、検討結果に基づき体制を整備します。
収入確保策の推進 (6事業)	債権徴収の推進事業	市税等債権の収納率の向上を図るために、庁内で連携し検討する体制をつくり、債権を所管する各課における徴収の取組を強化するとともに、効率的・効果的な債権徴収の推進について検討します。
身近で利用しやすい行政サービスの推進 (6事業)	証明書コンビニ交付導入事業	マイナンバー制度の開始に伴い発行される個人番号カードを活用したコンビニエンスストア等における証明書発行について、導入に向けた検討・準備を進めます。

## (5) 計画期間

平成 28 年度から平成 31 年度まで

以 上

## 1 まちづくりの基本姿勢

人口減少社会の到来や少子高齢化の進展などによる厳しい社会状況の中でも、自然・歴史・文化・産業・都市基盤などの本市のすぐれた特性を活かしつつ、将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちづくりを進めていくために、次に掲げる視点を基本姿勢としてまちづくりを展開していきます。

### (1)誇りと愛着を持てるまちづくり

将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちであるためには、まちへの誇りと愛着を醸成し、人が住みやすく、企業が活動しやすい魅力あるまちを目指すことで、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

「新たな魅力の創出」や「弱みの改善」に取り組むとともに、SNS<sup>\*</sup>やマスメディアなどの多様な情報手段を活用し、本市の魅力を積極的に発信するなどシティプロモーション<sup>\*</sup>を推進し、人の転入促進・転出抑制及び企業の進出増加・流出減少につなげます。

### (2)市民や企業等との協働によるまちづくり

将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちであるためには、まちづくりの主体である市民の関わりによって市政を進めていく必要があります。また、市民と市がそれぞれの役割及び責任のもと自主性を尊重し、対等な立場で連携・協力し、まちづくりを進めるとともに、新たな公共サービスの担い手として様々な分野で活躍の場を広げているNPO法人や企業、さらには、多くの専門的知見を有する大学との一層の連携も必要です。

市は市政情報の積極的な発信や、市民、企業、大学などとの情報共有等の取組を進めるとともに、多様な方法による市民参加や、知識、経験、技術等を活かす協働の機会を提供します。

### (3)行政間の連携によるまちづくり

将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちであるためには、複雑化、高度化する課題への的確な取組や、本市のすぐれた特性を十分に活かした取組が必要となっています。

国や県、他の市区町村との政策上の連携が、本市の施策推進において、より成果の発揮が期待できる場合には、関係する行政間で連携を進めていきます。

#### **(4)効率的・効果的な行政運営によるまちづくり**

将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちであるためには、経営資源を効率的、効果的に活用し、より質の高い行政サービスをより低いコストで提供することで、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

中長期的な展望と成果を重視した行財政運営を行うとともに、平塚市全体の立場から物事を進める「全体最適※」の考え方のもと、「選択と集中」の理念に基づき、健全な財政運営と市民サービスの向上を図ります。